

札幌保健医療大学研究データの保存等に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、札幌保健医療大学の教育職員が行う研究活動に伴う研究データ等の保存又は開示する内容、保存期間、保存方法、開示方法等についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

2. 研究活動の記録・保存

- (1) 研究者は調査・実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を研究ノートなど（アンケート調査の結果・録音記録・フィールドノート等を含む。以下「研究ノート」という。）の形で記録に残さなければならない。
- (2) 研究ノートには、実験等の操作の記録やアンケート調査データ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- (3) 研究ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- (4) 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究ノート、数値データ、画像、試料及び装置等（以下「研究データ等」という。）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、作成者、作成日時及び属性等を整備し、検索等が可能となるよう留意しなければならない。
- (5) 研究データ等は、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後も本ガイドラインで定める期間は適切に管理しなければならない。
- (6) 研究倫理教育責任者及び研究責任者は、研究者等に対し、研究倫理教育の一環として本ガイドライン等に基づく適切な研究データ等の保存・管理等について、教育、指導に努めなければならない。

3. 保存期間

- (1) 研究データ等のうち、研究ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として当該論文等の発表後 10 年間とする。電子データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存しなければならない。なお、その他紙媒体の資料等についても、少なくとも 10 年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 研究データ等のうち、試料（実験試料、標本）や装置等、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 5 年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料）についてはこの限りではない。また、各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができる。
- (3) 保存する研究データ等の中に、法令等によりその取扱い及び保存期間等について規定されているものがある場合には、その法令等の定めに従うものとする。

- (4) 共同研究等外部から研究データ等を受領する場合において、データ等の保存期間等について取り決め等がある場合にはそれに従うものとする。
- (5) 論文等研究成果の発表の根拠とならなかったデータや使用する予定のないデータ等については、研究者、研究責任者が必要に応じ、保存期間等を判断するものとする。
- (6) 本ガイドラインに定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

4. 退職等の取扱い

研究責任者は、自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の活動に関わる資料のうち保存すべきものに係る対象論文名、研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該研究者と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能としておくこと。又必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講じること。なお、研究責任者の転出や退職に際しては、学部長はこれに準じた取扱いとする。

5. 開示等

研究者及び研究責任者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

6. 実施

このガイドラインは、平成 28 年 1 月 1 日から実施する。